平成２３年（フ）第５３９２号
大阪市旭区高殿７丁目15番４―702号
債務者　増田未歩子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２８号
大阪市住吉区我孫子４丁目13番11号　伊東文化２階
債務者　久保ひろみ
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５５号
大阪市淀川区十八条２丁目８番29号
債務者　本野　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３０号
大阪府八尾市高砂町４丁目51番地　府営住宅15―467号
債務者　志水　　渡
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３１号
大阪府八尾市高砂町４丁目51番地　府営住宅15―467号
債務者　志水　貞枝
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４８号
大阪市住之江区北加賀屋３丁目３番27号
債務者　近藤　敏隆
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６７号
大阪府高槻市奈佐原１丁目13番305―1107号
債務者　安本　眞美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９７号
大阪市東淀川区北江口３丁目２番15―501号
債務者　五十川奈美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９９号
大阪市生野区新今里１丁目４番20号
債務者　田川　和代
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０３号
大阪市住吉区清水丘１丁目28番13号
債務者　恒田あゆみ（旧姓堂本）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市白楽町609番地　サンライズ倉敷306号
債務者　三宅　和広
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目47番19号　嶋津マンション307号
債務者　井口　寛之
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目47番19号　嶋津マンション307号
債務者　井口美穂子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
静岡県磐田市上大之郷630番地
債務者　中村　好江
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
静岡県浜松市南区東若林町1457番地　ヴィーブル東若林２―Ｃ
債務者　進藤　雅樹
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９１４号
大阪市東住吉区田辺２丁目７番20―203号
債務者　鮫島　順子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部